

## 別紙 根拠法令条項

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第3号及び第4項、第5条第3項、第5条の2第7項第2号、第5条の3の2第1項、第2項及び第4項、第8条第9項（同法第11条第12項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）、第13条の4、第24条の2第10項、第25条第1項ただし書並びに第30条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第10条第1号並びに遺失物法（平成18年法律第73号）第35条第1号